

會社力都合上解雇スルモノナレハ
 定一解雇手當ヲ給スヘシト双方水
 論ニ臨リ両名ハ此ハテク公正
 ヲ退出シタルニ其處置ヲ大
 翌五日總同盟大阪聯合會ニ訴
 所アリタリ今會ハ未タ態度ヲ
 セサルモ大々的ニ應援スルカ
 オケレト全然點上ニ能ハサル
 尚多ク少ノ手解ヲ講スヘキ
 工ハ勞働團體ニ作業シツ、
 關係ナケレハ目下平復ニ
 リ尚注意中ナリ
 及申(通)報候
 巴



特秘第二二一號

大正十一年一月十日
 大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎
 農商務省 五務 高長
 京都府知事 若林 資藏
 兵庫縣知事 有吉 忠一
 大阪地方裁判所 檢事 正殿

日本ペインン新機式會社ニ於ケル
 勞働爭議解決ニ関スル件

(第二報)

其ノ後會社ハ四圍ノ狀態ニ鑑ミ熟慮ノ結果解
 雇者中川、西川、兩名ニ對シテ解雇手當トシ
 非ラスシテ外山互務部長ノ意志トシテ
 五圍ヲ支給スヘク決定シ本月七日此旨ヲ兩名ニ